

相談受付日	年 月 日 ()	最終対応日	受付日から 1 か月 14 日後
受付方法	来所 <u>電話</u> 手紙・文書 FAX メール その他 ()		
相談者の属性			
<u>障がい者</u> 行政機関	障がい者の家族 その他 ()	事業者	障がい者の介助等を行う支援者
分野区分			
福祉サービス 労働・雇用 <u>その他 (健康診断)</u>	医療サービス 公共的機関	小売り・飲食・宿泊等サービス 交通機関	教育 住宅・不動産 情報保障
内容区分			
条例に規定する差別事案に係るもの		<u>不当な差別的取扱い</u>	合理的な配慮
条例に規定する差別事案以外に係るもの			
	虐待（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）に係るもの		
	労働・雇用分野（障害者の雇用の促進等に関する法律）に係るもの		
	環境の整備に係るもの		
	その他		

相談者の主訴	
<p>・勤務先の健康診断を受ける際、障害のある人は、一部自己申告でいい(測定できない、測定しない)と言われた。</p> <p>・合理的配慮に欠ける対応ではないか？</p>	
行為の日	相談受付日の 10 日前

相談内容詳細	
<p>・職場の定期健康診断を健診センターに依頼する際、肢体不自由の者(一般的な体重計に乗れない)がいることを伝えたら、「(体重は)自己申告でいい」と言われた。 (健診センターの体重計は、身長測定と一体化のタイプ)</p> <p>・担当者に社内での検討をお願いしたし、検討した結果も「(車いす体重計は)購入しない」だった。</p> <p>・今まで体重計に乗れない(立位を保てないなど)人への対応は、自己申告だったとのこと。</p> <p>・企業の職員の健診は法律で定められているのに「自己申告でいい」と言われるのは心外。</p> <p>・多数の人が利用する健診センターでの合理的配慮を考えてほしい。</p> <p>・このような対応は、障がい者差別解消法第5条に抵触するのではないか？</p>	
相談経過	
月A日	<p>相談者から上記相談あり</p> <p>・相談者は、「障害があるから(できないから)しなくていい」という考え方に強い抵抗を感じている様子。</p> <p>・相談者からは、椅子に体重計を乗せ、座って測定するのはどうかなど提案したいと思っているとのこと。</p>
月B日	<p>相談者の了承を得て健診センターに確認 (健診センター担当者)</p> <p>・今まで一般の体重計で測定できない方は「自己申告」で対応した。</p> <p>・最終の時間帯に相談者の健診を設定して、看護師が対応してゆったりと健診を受けるのはどうか。</p> <p>・相談員から、三重県条例について「担当者に説明した。「障害があるからしなくていいではなく、何らかできる方法を考えてほしい。」とお願いし、再度、社内での検討いただくようお願いした。</p> <p>相談者に健診センター担当者の話を報告</p> <p>・健診センターの社内協議の結果を聞いてから、また報告すると話した。</p>
月C日	<p>相談者から連絡あり (相談者)</p> <p>・健診センター担当者と担当課課長から「スペースがなく置いておけない。」「購入しても受診する人が少ない。」「民間企業なので」などの理由で車いす用の体重計は購入できないと言われた。</p> <p>・相談者から座ったまま体重を測定できる機器のレンタルを提案したが、できないと言われた。</p>

<p>月D日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再度、持ち帰って協議いただくようお願いした。 ・話し合っても進展がない場合、条例の「助言またはあっせん」の申し立ても考えている。 <p>相談者から連絡あり</p> <p>(相談者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診センター担当者から、再度社内で協議した結果「スペースがない」「メンテナンスの費用がかかる」「財政上の問題」の理由から『(車いす体重計を)導入しない』と決定したと報告があった。 ・担当者は、県社協や身体障害者総合福祉センターなどに確認したが借りることができなかったため、今後も一般の体重計で測定できない方は自己申告で対応していくと言っていた。 ・車いす体重計のある他の健診センターを紹介してほしいとお願ひしたが、会社の方針として紹介はできないと言われた。 ・担当者の説明では納得できず、理由をまとめて書面でいただくようお願いした。 ・知事の助言・あっせんの手続きを進めたい。 <p>(相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県として健診センターの対応を確認するため、しばらく時間をいただくことを了承いただいた。
<p>月E日</p>	<p>健診センターに確認</p> <p>(担当者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に「導入できない理由を書面で」と言われた。 ・身体障害者総合福祉センターに車いす体重計があるが、条件が合わず借りられなかった(体重計のみの貸出はしていない) ・健診センターでは、時間をずらせて(例えば土曜日など)スタッフの手が空いている時間に来ていただき、スタッフが対応する方法などを提案したい。その際も体重は自己申告になる。 ・今後の対応を社内で話し合っ、また県に連絡する。 <p>(相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双方の話し合いは、平行線で相談者は「助言・あっせん」を希望している。 ・もう少し時間をかけて、理解を求めていきたい。
<p>月F日</p>	<p>相談者から連絡あり</p> <p>(相談者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診センターから文書回答が届いたが、結果として(体重計の)購入は困難と

	<p>のことだった。あっせんの申し立てをしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由にも対応にも納得できない。 <p>(相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診センターから県には何も連絡がないので、相談員からも確認したい。 <p>健診センターに確認</p> <p>(担当者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者への文書にての回答は、社内協議がスムーズに進まずぎりぎりの回答になった。 ・相談者から電話をもらっているので今から電話したい。
<p>月G日</p>	<p>相談者から健診センターの文書回答のコピーを県庁に届けていただき確認</p> <p>他の健診センターでの対応を確認した</p> <p><A 健診センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすの方の健診も受け付けてはいるが、専用の体重計がなく、車椅子から降りられない方には、本人に確認のうえ身長や体重は自己申告としている。 ・車いす用の体重計の購入予定はない。 <p><B 健診センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターで行う健診と健診用のバスで企業へ出向いて検査する方法があるが、いずれも立位を保てない方の体重は基本的に自己申告としている。
<p>月H日</p>	<p>健診センター担当課課長、担当者 来庁</p> <p>(課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年はコロナの影響で予算的にも車いす用体重計の購入は難しい。 ・市内の健診センターにも問い合わせたが、どこも車いす用の体重計はないとのこと。 ・A病院には体重計があると聞いた。身体障害者福祉センターにもあると聞いた。(体重計を借りれるかどうか、体重測定だけを依頼できるかどうかはまだ確認していない) ・一般的でない検査項目など、健診センターで検査ができないときは他の健診センターで検査してもらうこともある。 ・今回の件で、車いす用の体重計の購入を今後の検討課題に入れなければとは思った。 <p>(相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再度、条例について説明

月 1 日	<p>健診センターから連絡</p> <p>(担当者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のことで、障害のある方の状況がよくわかった。間に入ってもらって助かった。 ・担当者から相談者に電話をするが、「健診センターが今後の検討課題に車いす用の体重計の購入を入れること」を、相談員からも相談者に伝えてほしい。 <p>相談者に連絡</p> <p>(相談員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診センター担当者から「今年度は体重計を購入できないが今後の検討課題としたい。」と言われた。 ・相談員自身も車いすを利用されている方の状況に気づきをいただいた。 ・県として何かできることを考えたい。 <p>(相談者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討課題としてもらうということなので今回は、「助言・あっせん」はしない。 ・また、何かあったら相談したい。
-------	--

結果

- ・何度も話し合い、説明することで、理解を得ることができ、社内検討課題としていただけることになった。
- ・相談者にも納得いただくことができた。

不当な差別的取扱い

障がい者に対して、正当な理由なく、「障害を理由として、財・サービスや各種機械の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

本事案は以下のいずれに該当するものか

財・サービスや各種機会の提供を拒否

財・サービスや各種機会の提供にあたって場所・時間帯などを制限

財・サービスや各種機会の提供にあたって障がい者でない者に対しては付さない条件を付ける

○

(相談の状況)

- ・立位を保てず、一般的な体重計で測定ができないという理由で、自己申告でいいと言われたことに違和感を抱き、相談いただいた。
- ・相談者の思いを共有できるよう、相談者の話を聞かせていただいた。

【相談窓口から健診センターに】

- ・相談者への対応を確認し、相談者からの相談内容を伝えた。
- ・条例の説明、障がいのある方の健診について、改めて考えいただくようお願いした。

【相談窓口から相談者に】

- ・健診センターからの話の概要と詳細を相談者に伝えた。

【他の健診センターの状況を確認】

- ・他の健診センターでの立位を保てない人などへの対応を確認した。

【相談窓口が相談者・健診センターのそれぞれの思いをそれぞれに伝えた】

- ・両者の話し合いの経過を確認するとともに、必要と思われる情報を双方に伝えた。

【健診センターと直接話し合い】

- ・改めて条例の目的等説明させていただき、対応方法の改善を求めた。

【話し合いの結果】

- ・コロナ禍における健診センターの運営状況などを理解したうえで、現状できうる対応を考えていただくことができた。
- ・相談者にも納得いただいた。

以下のような事案を不当な差別的取扱いとしていないか（していなければ○）

○

障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

したがって障がい者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がい者の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

本事案の相談処理経過に対する支援協議会の助言・意見等

- ・健診センターの事例については、いい事例だったと思う。健診センターからの「今回のことで障がいのある方がよくわかった。間に入ってもらってすごく助かった。」という言葉が印象的であった。このような例が出てくると本当に良いと思う。

